

平成 28 年度以降の復興事業の
あり方についての緊急要望

平成 27 年 6 月 16 日

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 4 年 3 か月が経過しましたが、被災地では、今なお多くの方々が応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、これまで政府・与党に対して、現在の財政支援の継続など復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行って参りました。

このような中、さきに復興庁が公表した「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」においては、「復興の基幹的事業」、「原子力災害に由来する事業」について、これまで同様の特例的な措置を継続するとされる一方、復興に資する事業でも、全国共通の課題への対応との性格を併せもつ事業については、自治体負担を導入するとの考え方が示されております。

この「あり方」の公表以降、国におかれましては、被災自治体との意見交換や復興推進委員会等を通じて被災自治体が訴えてきた声をくみ取っていただき、今般公表された「平成 28 年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」においては、任期付職員の人件費や三陸沿岸道路整備事業等について、引き続き、全額国費対応としていただくなど、被災地に対して、配慮していただいたものと受け止めております。

しかしながら、震災により財政基盤が弱体化している被災自治体にとっては、自治体負担の水準が低く抑えられたものであっても、今後の復旧・復興の進捗に影響を与えかねないことから、被災自治体が復旧・復興を引き続き円滑に進められるよう、平成 28 年度以降の復興支援の枠組みについて、以下のとおり緊急要望します。

1 自治体負担の対象事業等の区分の見直し

自治体負担の対象とされた復興事業の区分の中には、復興まちづくりや産業再生等に欠かすことの出来ない復興支援道路、新設防潮堤、東日本大震災復興交付金における効果促進事業など、本来、「復興の基幹的事業」と考えるべきものが数多く含まれていることから、これらの事業のうち、特に復旧・復興の進捗に影響を与えかねないものについては、区分を見直し、引き続き、全額国費で対応すること。

また、一般会計で実施することとされた事業の中にも、緊急雇用創出事業（事業復興型雇用創出助成金）など、復興の基幹的事業と一体不可分な事業については、区分を見直し、引き続き、東日本大震災復興特別会計で実施すること。

さらに、緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）のうち、見守りや避難指示区域内の警備等については、平成 28 年度以降は別事業での対応とされたが、農産物の放射線測定などの復興に不可欠な事業のマンパワー不足への対応についても、これまでの緊急雇用創出事業のように、一括して復興庁において新たな制度を設けること。

2 被災自治体の財政状況等への配慮

震災により財政基盤が弱体化している上、既に補助対象以外を単独事業で補うなど、多額の負担を強いられている被災自治体にとっては、僅かな負担といえども、今後予定されている事業への影響は計り知れない。また、被害規模が大きかった自治体ほど事業の着手に時間を要している状況にあつて、事業の進捗度合いで支援に違いが出てくることは、自治体間の復興に格差が生じることにもなる。

については、自治体負担を導入するに当たり、財政基盤の弱い自治体、事業

の進捗が遅れている自治体に十分配慮すること。

また、平成 27 年 6 月末に「復興・創生期間」の枠組みが決定された以降においても、平成 28 年度の予算編成について、被災自治体の個別の状況や意見を踏まえた上で、取り組むこと。

3 原子力災害からの復興への配慮

原子力災害は大規模な自然災害にとどまらない極めて深刻かつ特殊な被害をもたらし、その影響は広範かつ長期に及んでいることから、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応を講じること。

特に福島県においては、廃炉・汚染水対策、除染・中間貯蔵施設への搬入、風評被害など、県全域で原子力災害が継続中であり、復興まで長期を要することから、「原子力災害に由来する事業」を最大限広く捉えるとともに、避難 12 市町村内の県事業について全額国庫負担とするなど、さらなる負担の軽減を図ること。

4 復興財源の確保

被災地における復興まちづくりや被災者の生活再建には長期間を要することなどから、まずは平成 28 年度から平成 32 年度までの今後 5 年間、被災県が復旧・復興事業に要する経費については、十分に財源を確保するとともに、避難者を受け入れている道県の避難者支援事業に要する経費については、必要な財源を国において全額措置すること。